

7 令和2年度 大町市コミュニティ・スクール推進の取組

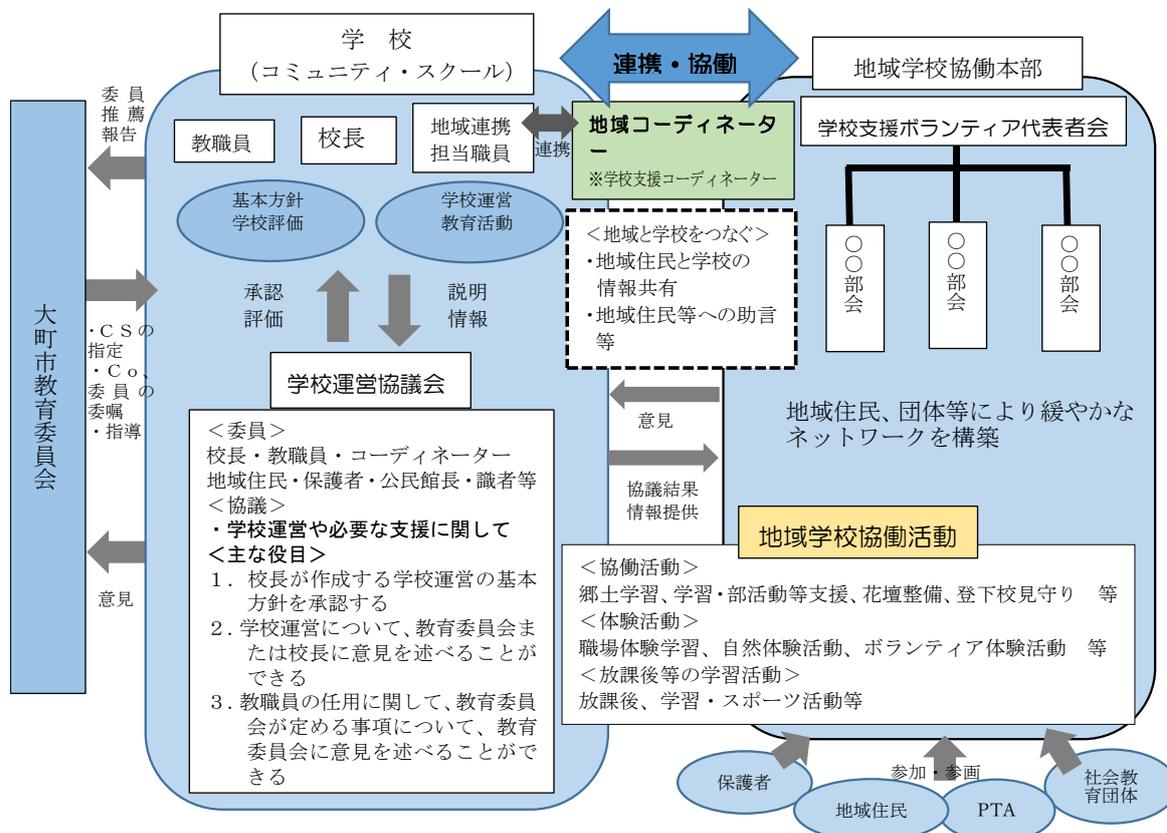
1 大町市におけるコミュニティ・スクール推進の経過及び今後の方向

大町市では、平成29年度に市内全小中学校でコミュニティスクール（信州型CS 6校、学校運営協議会制度のCS 2校）を導入し、「地域とともにある学校づくり」を推進してきました。3年が経過し、各学校では、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方が参画できる仕組みが整い、学校を支援する取組も充実してきました。平成29年3月、国では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、学校運営協議会の設置について、各教育委員会に対して努力義務が課せられました。大町市では、将来を見据え、コミュニティ・スクールの組織的・継続的な体制の構築のため、令和2年度に全小中学校が学校運営協議会制度へ移行することをめざし、昨年度、学校運営協議会制度への移行について学校及び地域に周知し、スムーズに移行できるよう準備を進めてきました。

そして、今年度、大町市教育委員会では市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させていくとともに学校を核とした地域づくりの推進をめざすこととしました。

学校と地域が効果的な連携・協働を推進していくためには、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な取組が求められます。これまで実践してきた取組を活かし、下図のような協働体制で「地域とともにある学校づくり」を推進します。

＜大町市のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の協働体制（イメージ図）＞



学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組は、大町市がめざす「子どものキャリア発達の基礎となる力（自己有用感、考える力、協働する力）を育成する教育」の実現を進める有効なツール

と考えます。

2 推進目標

学校と地域・保護者が連携・協働して地域を愛する子どもを育む

- ◇学校と地域でめざす子どもの姿と共有し、学校運営協議会での熟議と地域住民との協働を進め、教育課題の解決を図る。
- ◇子どもの自己有用感を高めることができるよう、家庭や地域と連携しながら教育課程を見直し、地域の教育資源を生かした教育活動の充実を図る。

3 具体的取組内容

(1) 意図的・継続的な研修の実施

- ①教職員も学校運営協議会の委員も一定期間で交代をしていくため、意図的・継続的な研修を行い、学校運営協議会制度についての理解を図っていきます。
 - 市内校長会及び副校長・教頭会の協議内容に学校運営協議会の運営に関する内容を位置づけ、情報交換・意見交換
- ②地域コーディネーター（学校支援コーディネーター）の研修を通して、学校支援も含めた学校と地域の連携・協働活動の充実を図っていきます。
 - 地域コーディネーター（学校支援コーディネーター）連絡会の開催
年3回：5月、9月、2月
 - ・各学校の学校と地域の連携・協働活動を進めていく上での課題等意見・情報交換を行う
 - ・地域コーディネーターとしての力量アップをめざし、県内外の取組等を研修する
 - ・各学校のコミュニティ・スクール担当職員と合同で連携・協働活動等の意見交換を行う

(2) 情報交換の機会の設定

- ①学校関係者、学校運営協議会委員、学校支援ボランティア、保護者、地域住民が一堂に集まり、学校運営協議会や地域学校協働活動の取組について、情報・意見交換を行う場を設け、一体的な取組の充実を図ります。
 - 学校関係者、学校運営協議会委員、学校支援ボランティア、保護者、地域住民を対象に、講話、実践発表、グループ討議の場を設定（10月開催予定）
- ②各校ホームページに学校運営協議会及び学校支援を含めた地域学校協働活動の取組等を公開し、保護者・地域の方にコミュニティ・スクールの取組を広く知らせます。
- ③年度末、各校における学校運営協議会・地域学校協働活動の1年間の取組状況を報告書にまとめ、関係者及び関係機関委に配布し、広く地域住民に広報します。

(3) 各校の学校運営協議会の運営支援

- ①各校の学校運営協議会に教育委員会から職員、教育委員及び担当指導主事が参加し、学校運営や学校支援を含めた連携・協働活動の状況について情報を共有します。
- ②学校運営協議会及び地域学校協働活動等に関する文部科学省・県教育委員会等の情報を、学校、地域コーディネーター（学校支援コーディネーター）に提供します。